

ベトナムから日本への留学に対する奨学金 応募要項

一般財団法人ファーストリテイリング財団は、志や情熱を持ったベトナム人の高校生が日本の大学において、日本で学ぶ必要性のある知見を身に付けると同時に、日本の文化を理解し、お互いが知的につながり才能を活かし高めあうことを支援します。

将来、本奨学生が使命感を持って、ベトナム社会、日本社会及び世界の発展や成長に大きく寄与するとともに、当財団と共により良い社会を実現し、次世代へ継承していくことを期待します。

1. 応募資格・条件

本奨学金プログラムに応募するためには、以下の（１）～（１１）の全てを満たす必要があります。なお、当財団は、応募者が以下の（１）～（１１）の全てを満たしているかについて、当財団が指定する書類・資料の提出を求めることができ、当財団の自由な裁量により判断することができるものとします。

- （１） 将来、グローバルな知見を持って各分野をリードし、ベトナム社会、日本社会及び世界の発展に貢献し得る資質を持つ者
- （２） 日本で学びたい分野及び領域、目的が明確である者
- （３） 当財団の指定する対象大学の英語による学部プログラムに進学する意志のある者
- （４） 在学期間中を通じて日本文化や日本語の理解に積極的に取り組む意志を持つ者
- （５） 在学期間中を通じてベトナム国籍を有する者
- （６） 原則その他の給付型奨学金を受給していない者
- （７） 当財団の奨学金を在学期間中受給することに合意した者
- （８） 当財団が企画する広報活動、コミュニティ構築等に協力することが出来る者
- （９） ベトナム国内に所在する高等学校を大学入学までに卒業した者または卒業見込みの者
- （１０） 本奨学金プログラムの対象大学が定める出願資格を満たし、入学できる学力、資質等を備え、大学入学時点で原則 19 歳以下で、2023 年に大学入学を目指す者
- （１１） 本奨学金プログラムへの出願時点で、原則、語学試験及び学力試験においてスコアを保持しており、下記の水準以上の者
 - ・語学試験 TOEFL iBT 90 又は IELTS 7.0
 - ・学力試験 SAT 1450 又は ACT 33 又は IB 40（予測スコア）

※応募時に資料の提出は求めませんが、一次面接前にスコアレポートやパスポート等、上記の応募資格・条件を満たしているかを確認できる書類を提出いただきます。書類取得に時間が要するものもございますので、事前にご準備をしていただけますようお願い致します。

2. 対象大学

(1) 対象大学

日本国内で英語学位プログラムを実施している 12 大学

(別紙 日本国内の対象大学一覧を参照のこと)

※当財団が指定する対象大学以外の英語学位プログラムは対象外とする

(2) 他大学への転入について

入学した大学を卒業することを原則とするが、学業を深めるために同大学の他プログラム・コースや他大学に転入を希望する場合は、必ず事前に当財団に連絡し相談すること。転入した場合の奨学金等の継続については、当財団が判断します。

3. 奨学金等の概要

(1) 募集人員

最大 10 名 / 年間

(2) 本奨学金の支給額等

奨学生 1 名当たり年間 4,000,000 円を上限とし、当財団が大学ごとに必要な費用を算出し、大学就学期間中支給します。当財団の自由な裁量により奨学金の対象となる費用を決定します。支給額の内訳と詳細は以下①、②、③、④とします。

①授業料は、就学のために大学から請求される金額（入学する大学プログラムの検定料・入学金、学費、その他入学にあたって大学から必ず請求を受ける費用）とします。左記以外の費用については、全て生活支援金からお支払いいただきます。

②航空券他大学入学のために必要となる準備金として、入学時 200,000 円を支給します。(渡航費や大学入学に必要な物品購入等)

③生活支援金・住居費として、毎月定額 128,000 円～160,000 円を支給します。

※原則大学寮に住むことを基本としますが、大学寮に住むことが難しい場合は寮外での滞在を認めます。

※地域によって支給額が異なります。

(関東：16 万円、東北・中部・近畿・九州：14.4 万円、北海道：12.8 万円)

※寮外に住む場合も、安全の確保と勉強に集中できる環境を確保するため、別途当財団の指定する条件以上の住居に入居することを原則とします。

※生活支援金とは、住居費以外に生活にかかる費用、教材費、食費などが含まれます。

④当財団の指定する海外旅行傷害保険（大学就学期間中）

※国民健康保険及び税金の支払いが発生する場合は各奨学生自身で支払っていただきます。

(3) 支給期間・時期

- ①本奨学金は、1. を満たした者が当財団の選考を通過し、対象大学の入学試験に合格した場合に支給されます。
- ②本奨学金等の給付期間は、休学を除く大学卒業までの通算期間とします。
※半年間の日本語予備教育が大学必須の場合当該プログラム受講期間も含まれます。
※3.5年の早期卒業者の場合は3.5年が対象期間となります。
- ③大学卒業時期は、入学年次から起算して4.5年～5年半以内とします。例えば留年を除く休学等により卒業までの期間が5年間となる場合、休学等の期間1年分の費用について当財団は支給しません。
- ④学期途中で休学する場合、既に支払われた奨学金等の金額を以って当該学期分を給付したものとします。
- ⑤大学に授業料等を支払う前に休学が明らかな場合は、奨学金等は給付しません。
- ⑥本奨学金等の給付時期は、対象大学に合格後日本に渡航し、日本で銀行口座を開設し、大学に入学した後に支給します。それまでに支払の必要となるすべての経費は各応募者に負担いただきます。

(4) 奨学生の義務

- ① 在学期間中はベトナム社会、日本社会及び世界の発展や成長に大きく寄与する意思を持ち続け、学業に邁進することを求めます。
- ② 当財団奨学生として、卒業後は様々な分野のリーダーとして活躍することを志すことを期待します。
- ③ 奨学生は、本奨学金受給期間中の毎学期終了後速やかに、当財団宛てに下記に定める報告書類を提出しなければなりません。
(ア) 各学期の出席証明書、成績証明書、報告書（書式、内容は別途通知します）
(イ) その他当財団から求められる書類・資料
- ④ ③に定める報告書類の内容が不十分であると当財団が判断した場合、奨学生は報告書類を再提出しなければなりません。
- ⑤ 奨学生は、大学を卒業するまでに日本語能力試験のN2レベル以上の日本語力を保持することを期待します。
- ⑥ 当財団の実施するコミュニティ活動（合宿や懇親会等）に原則出席することが求められます。
- ⑦ 当財団の奨学生は、留学先の大学における所属、現住所、連絡先等に変更があったとき及び生活、健康、学習、研究等において著しい変化があったときには、遅滞なくその旨を当財団に届け出なければなりません。また保護者は、保護者自らの現住所、連絡先等に変更になった場合も、遅滞なくその旨を当財団に届け出なければなりません。

た場合

- ⑦ 他の給付型奨学金や自治体等からの給付型の一時支援金等を受給したことが判明した場合（なお、他の給付型奨学金の応募行為を除きます。）
- ⑧ 大学に支払うべき奨学金の私的流用（大学に対して授業料等を支払わない場合も含みます）、違法行為、著しく公序良俗に反する行為、当財団の名誉を損なう行為等、奨学生として特に相応しくないと当財団が判断する行為があった場合
- ⑨ 2. 対象大学の（2）及び3. 奨学金等の概要の（4）の奨学生の義務を果たさない場合
- ⑩ その他、当財団の催促、是正を求める行為等にも関わらず、改善が見られないと当財団が判断した場合
- ⑪ 前各号に準じる事由が生じた場合

（7） 奨学生の写真、動画その他奨学生が作成した文書等の使用

- ① 当財団は、当財団及び本奨学金制度に関する広報並びに卒業生も参加するコミュニティ構築活動のために、当財団、当財団が運営を委託した事業者（以下「委託先」という。）又は関係者及び他の奨学生が撮影した奨学生の写真及び動画、又は奨学生が当財団の依頼を受けて作成した写真、動画、文章及び報告書等（以下、「写真等」という。）を当財団の裁量により無償で下記に掲げる媒体で使用することができ、また当財団が当該使用をするために必要な範囲内で写真等を変更、切除その他の改変をすることができるものとします。但し、奨学生本人から当財団に対して写真等の使用の中止の申し出があった場合は、当財団は、写真等を使用せず、若しくは可能な限り使用を中止し、又は委託先及び関係者に対して使用中止を指示するものとします。

（ア）当財団の広報用ウェブサイト又は奨学生専用ウェブサイト等

（イ）広報用書面媒体（当財団パンフレット等）

（ウ）本奨学金制度に関する広報及び卒業生も参加するコミュニティ構築活動の目的に資すると当財団が判断した媒体

- ② 当財団は、奨学生の事前の承諾を得て、上記に掲げる媒体で奨学生の名前又は経歴を無償で使用することができるものとします。併せて必要に応じて奨学生自身で各所属大学に許諾確認をとるものとします。

4. 選考

（1） スケジュール

応募受付

2022年8月5日（金）～9月9日（金） 23：59 日本時間

※当財団の Website 上の応募フォームを上記期間開放します。

一次面接招聘通知

2022年9月23日（金） 18:00 まで 日本時間

一次面接招聘者には個別に一次面接の詳細について本人宛 E メールにて通知します。

一次面接 **2022年10月1日（土）または2日（日） 終日 日本時間**

対象：一次面接招聘者 / 会場：オンラインまたは対面

最終面接招聘通知 **2022年10月14日（金）まで 日本時間**

最終面接招聘者には個別に最終面接の詳細について本人宛 E メールにて通知します。

最終面接 **2022年10月21日（金） 終日 日本時間**

対象：一次面接通過者 / 会場：オンラインまたは対面

※選考スケジュールは、当財団の都合により変更になる場合がございます。スケジュールの変更により応募者に生じた一切の不利益に関しまして、当財団は一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

※応募者の方がご入力いただいた情報は選考目的でのみ利用するとともに、選考に係る関係者及び委託先に当該目的のみで情報共有することがあり、応募頂いた時点で承諾したものとみなします。

(2) 合否通知

最終合否の結果は、**2022年10月28日（金）**までに、当財団より本人宛に E メールで通知します。（結果の理由に関するお問合せには一切応じかねます。）

※合格通知後に応募資格・条件を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消しとさせていただきます。

※採用の場合、当財団の定める規約等にご同意頂く必要があります。当財団の定める規約等にご同意頂けない場合には、採用を取り消しとさせていただきます。

5. 応募受付フォームへの入力

本奨学金の応募に際して、以下の情報や Essay を期間内に当財団の Website 上の応募フォームに入力して下さい。なお、入力する内容に関しては変更となる場合があります。

(1) 基本情報

- ・名前、性別、生年月日、国籍、住所
- ・連絡先（電話番号とメールアドレス）
- ・高校名、高校所在地、卒業（予定）年月
- ・家族構成（職業、勤務先、親権者居住国、親権者（両親等）の2021年の各所得（自己申告））
- ・留学経験を含む学歴（ギャップがある場合は、理由も明記すること）
- ・海外滞在歴（旅行を除く）

(2) 出願大学/その他奨学金

- ・ 出願予定大学
- ・ 出願中/受給予定のその他の奨学金

(3) 課題活動/趣味/資格

- ・ 趣味（英語または日本語、50 語以内）
- ・ 今まで取り組んできた課外活動
- ・ 日本の大学生活の中であなたが知りたいこと・楽しみたいこと・触れてみたいこと

(4) エッセー

Essay #1（英語：200 語以上 250 語以内、日本語：350 文字以上 400 文字以内）

あなたの目指す将来の姿を教えてください。その際、あなたが実現したいことを書いてください。

Essay #2（英語：200 語以上 250 語以内、日本語：350 文字以上 400 文字以内）

エッセイ 1 で書いたことを実現するために、あなたはこれから進学する日本の大学で何をしたいと思っていますか。

Essay #3（英語：200 語以上 250 語以内、日本語：350 文字以上 400 文字以内）

あなたが今までの人生で最も力を入れて取り組んだことは何ですか。

(5) 学業成績・推薦状

- ・ 高校在学中の GPA（米国式の 4.00 満点に直したもの。ご自身で 4.00 満点に変換した場合は変換ロジックも記入すること。）
- ・ スコアを保持している方は TOEFL-iBT または IELTS、及び SAT、ACT または IB のスコア
- ・ 所属高校からの推薦状（メールにて当該高校教員や職員から弊財団宛てに送付）

(6) 注意事項

- ・ 応募完了後の入力情報の変更や内容確認は受け付けません。また、入力内容に不備があった場合は選考対象外となることがあります。内容をよく確認し、入力情報を個人でも保管した上で応募を完了ください。
- ・ 期日後の応募は受け付けません。応募締切直前は当財団の Website へのアクセスが殺到し入力が上手く行えない場合もありますので、時間に余裕を持って応募ください。
- ・ 提出された書類の返却は致しません。必要がある場合はコピーを保管して下さい。

- ・面接の日程の変更は受け付けません。
- ・出願時にご入力いただいた情報は、選考を含む当財団活動運営時に当財団、関係者、委託先及び個人に共有する事があり、出願時に同意したものとみなします。
- ・選考方針、選考プロセスや選考結果に係る状況や理由についての質問には一切お答えできません。

(7) お問い合わせ先

一般財団法人ファーストリテイリング財団 奨学金プログラム担当

FR-Vietnam_entry@fastretailing-foundation.or.jp (英語または日本語のみ)

以上